

# 中国最新法律 Newsletter

Vol.8



## Contents

1

事業再生・倒産

中国の取引先に破産・清算のリスクがある時の対応  
～企業破産リスクを踏まえた債権回収のポイント～



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第8回  
～30年ぶりの化粧品監督管理条例改正と化粧品登録管理弁法,  
化粧品生産経営管理弁法, 化粧品GMP (3) ～



3

新法紹介

- 1 「最高人民法院の『中華人民共和国民法典』総則編の適用の若干問題に関する解釈」
- 2 「最高人民法院のネット消費紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」
- 3 「市場主体登記管理条例実施細則」



4

中国からの風便り

中国の新型コロナ最新事情  
～ゼロコロナ政策の方向転換なるか～



## 中国の取引相手に破産・清算のリスクがあるときの対応 ～企業破産リスクを踏まえた債権回収のポイント～



弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所  
律師 張 婷

PROFILE

### 一、はじめに

新型コロナウイルス感染症の長期間にわたる流行や経済構造の転換・調整の影響を受けて、中国の経済にも停滞感が見え始め、経済成長のスピードが鈍化しています。日本企業や日系企業（以下「日系企業等」といいます。）が中国で取引を行う中で、取引相手による支払遅延、不良債権の増加等の発生リスクに注意すべき局面も出てきています。

取引相手に一時的な資金繰りの問題が発生しただけであれば、債権者はまだ債権の回収を期待できます。しかし、もし取引相手の経営状況が引き続き悪化し、破産や清算のリスクが存在するといった状況に直面した場合、債権者は、債権をできる限り回収するにはどうすればよいかを考える必要があります。更には、もし取引相手が破産手続に入ったときには同手続の中で、自らの利益を最大限守るための方法を、事前に考える必要があります。

今月のニュースレターでは、破産・清算のリスクがある取引相手を目の前にして、債権者が債権回収の可能性をどのように高めるかという問題について、企業破産法の規定にも触れつつ、検討を行います。

### 二、破産・清算リスクがある債務者による債務弁済行為 が取り消される可能性

#### 1. 典型的な回収行為

通常、債務者である取引相手の経営状況が著しく悪化して、支払の遅延等が起きている場合、債権者は、何とかして債権を回収したいと考えます。その典型的な行動としては、債務者に対して期限到来済みの債務及び期限未到来の債務を直ちに弁済するよう求める、それらの債務について財産担保の提供を求める、債務者の一部財産

を取得して代物弁済とする等の行為が考えられます。

#### 2. すでに実施された弁済が取り消される可能性

もし支払遅延が起きている債務者の場合、期限の到来した債務を弁済できないという状況がすでに出現している、且つ全ての債務を弁済するには資産が不足している、又は債務弁済能力の欠如が明瞭である（以下「破産原因」といいます。）とき、あるいは破産原因が顕在化する間際にあるときは、たとえ債務者が債権者の要求に応じて債務を弁済し、債権者はとりあえず無事に債権を回収できたとしても、それで何の心配もなく、枕を高くして寝ることができるわけではありません。

ご存じのとおり、破産・清算手続の重要な目的は、債権債務の公平な整理・清算にあります。すなわち、債務者が、期限の到来した債務を弁済できないときに、破産手続を通して、破産原因のある債務者の財産を整理・清算して分配することにより、複数の債権者同士の間で、債務者が弁済に充当できる財産が限られていることに起因して生じる利益を調整し、全債権者が公平に弁済を受ける機会を得るようにします。破産原因というのは、破産申立てが受理された瞬間に一旦に発生するわけではなくてありません。そのため債権者間の公平を期するために、中国の企業破産法では、破産原因が発生蓄積される過程の中で、全債権者が公平に弁済を受けることを妨げる特定の行為があった場合は、これを取り消すことができると規定しています。

具体的に、企業破産法第31条によれば、人民法院が破産の申立てを受理するまでの1年以内の期間に、債務者の財産が以下の行為に関与したとき、管財人は人民法院にこれを取り消すよう請求することができます。

- (一) 財産の無償譲渡
- (二) 明らかに不合理な価格での取引
- (三) 財産担保のない債務に対する財産担保の提供
- (四) 期限が到来していない債務の繰上げ弁済
- (五) 債権の放棄

以上の規定から、もし破産申立ての受理までの1年以内の期間に、債務者が期限のまだ到来していない債務を繰り上げて弁済していた場合（破産申立ての受理よりも前にすでに期限が到来していた債権を除きます。但し、受理前に期限が到来していたとしても、やはり下記の第32条の規定による制限は受けません。）、及び従来は財産担保のなかった債務に対して財産担保を提供する行為は、取り消されるリスクがあります。もし取り消された場合、当該債務は、破産手続の中で、他の債権者と一緒に割合に応じて弁済を受けることとなりますので、債務の繰上げ弁済や事後的な担保提供を受けた債権者への弁済の割合は大幅に下がることとなります。

これに対し、企業破産法第32条によれば、人民法院が破産申立てを受理するまでの6か月以内の期間に、債務者に破産原因が存在するにもかかわらず、個別の債権者に対して弁済をしたとき、管財人は人民法院にこれを取り消すよう請求することができます。上記の第31条と比べると、第32条では債務の期限到来の有無を区別していません。よって、たとえ債務者が破産申立ての6か月以内に弁済した債務が期限到来済みの債務であったとしても、弁済時点で既に債務者に破産原因があるときは、やはり取り消されるリスクが存在します。

更に、代物弁済という行為に関連して、例えば、取引において債務者の商品を購入した債権者が、破産申立ての受理の前に、商品の対価支払義務を、債務者が債権者に対して別途有する弁済義務と相殺した場合にも、企業破産法第32条の制限の対象となります。つまり、破産申立て受理前の6か月以内の相殺についても、個別の弁済行為として取り消される恐れがあります。またもし破産申立ての受理の前に相殺しておらず、破産申立て受理後に管財人に対して相殺を主張した場合は、企業破産法第42条第（二）項の制限を受けません。すなわち、債権者が期限の到来した債務を弁済できないという事実、又は破産申立ての事実をすでに知っていて、債務者に対する債務を負った場合は、相殺することができません（但し、債権者が法律の規定により、又は破産申立ての1年前に発生した原因によって債務を負った場合は、この限りではあ

りません。）。相殺できないということは、債権者としては、債務者に物の対価を支払うか、あるいは該物を返還するかを選択し、債務者に対して別途有する債権については、普通債務として一緒に弁済を受けることとなります。

また、例えば、債務者が自分の所有する物を債権者に対して金銭弁済の代わりに提供して代物弁済をした場合、該代物弁済として提供した物の価値と対象債務の金額が釣り合わないときも、やはり「明らかに不合理な価格での取引」に該当するとして、企業破産法第31条の制限を受ける可能性があります（但し、価格が不合理であることを理由に管財人が取消権を行使した場合、取引の取消しにより債務者が負うことになる代金返還債務は共益債務となり、普通債権よりも優先して弁済されます。そのため、該債権者の債権については、普通債権よりも優先される可能性があります。）。

### 三、いかにして取り消されるリスクを減らすか

債権者は、経営状況が悪化した取引相手から弁済を受ける場合には、後日、上記のように取り消されるリスクを負うこととなります。そのため、債権者としては、できる限り以下のような措置を講じて、取消しリスクを減らすことが重要となります。

#### 1. 債権確認文書の迅速な入手

取引相手の経営状況に悪化の兆候が見られたとき、債権者は迅速に（まだ連絡がつくうちに）債務者との間で、双方間の債権債務関係、金額、支払期限等の事項について、できるだけ早く照合を行ったうえで、債務者から債務を確認する書面の文書を取得すべきです。特に、双方が長期的な取引をしていて、債権の金額に長期的な変動があるけれど、取引は往々にして商習慣に頼っているような場合、債務者の書面による確認を通じて、双方の間で債権の金額を確定する必要があります。債権者が次に取る措置が訴訟であるか、あるいは人民法院に破産・清算を申し立てるかを問わず、債権を確認する書面の文書は、債権者が立証責任を有効に果たすための証拠とすることができ、手続の進展のスピードアップに役立ちます。また最終的に債務者が破産・清算手続に入った場合にも、債務者の書面による確認は、債権者が債権の届出を行うときにも役に立ちます。

## 2. 迅速な訴訟、仲裁、強制執行

前記二、2. でも述べたように、破産申立てが受理されるまでの6カ月の間に、債務者が期限の到来した債務を弁済したとしても、企業破産法第32条の制限を受けて、個別の弁済は全債権者が公平な弁済を受けることを妨げるとして、取消しの対象となります。

但し、最高人民法院の「企業破産法適用の若干問題に関する規定」（以下「企業破産法司法解釈」といいます。）（二）第15条の規定によれば、債務者が債権者と悪意により通謀し、その他の債権者の利益を損なった場合を除き、債務者が訴訟、仲裁又は執行手続を経て債権者に対して行った個別の弁済に関し、管財人は企業破産法第32条の規定により取消しを請求することはできません。よって、将来、管財人からの取消しの主張を退けて債務者に有効に債務を弁済させるためには、できるだけ早く訴訟、仲裁（双方に仲裁合意が存在する場合）を提起しなければなりません。

債務者の経営状況が悪化すると、債務者は、短時間のうちに数多くの債権者との訴訟に直面することになるかもしれません。弁済のための、又は強制執行のための債務者の財産には限りがあるという状況にあって、債権者としては、他の債権者よりも先に、迅速に効力のある判決を得て、迅速に強制執行の手続に入ることがキーポイントとなります。

なお、訴訟においては、完全な訴訟となると手続に時間をとられ、また一審判決がでた後でも上訴される恐れもあります。よって、債権者としては、債務者と調停をして事件を終結させることも考えられます。調停の際には、訴訟の目的となる利益について多少の譲歩が必要となるかもしれません。しかし、調停書は、人民法院が作成して事者双方に送達され、双方事者による受領の署名があれば、すぐに法的効力を持ちます。そして、債務者が自主的に調停書を履行しない場合、債権者は、発効済みの調停書に基づいて速やかに強制執行を申し立てることができます。

## 3. 物的担保及び人的保証の取得

企業破産法第109条によると、特定財産に対して担保権を持っている債権者は、該特定財産について優先的に弁済を受ける権利を持ちます。確かに、債務者が破産の危機に直面しているときに、財産担保のない債務に対して財産担保が提供された場合は、企業破産法第31条の規制の範囲に入ってしまう恐れがあり、取り消されるリス

クが存在します。しかし、もし債務者から物的担保を提供してもらえるのであれば、債権者としては、やはり先ずは「確実に懐に入れて安心する」ことをお勧めします。このことを、両面から考えてみたいと思います。先ずは、すでに発生していて、それまでは財産担保のなかった債権について考えます。この部分の債権に物的担保を設定すれば、理論上、債務者の破産申立ての受理までの時間が十分にある（1年以上）場合は、当該財産担保の提供行為が取り消されることはありません。よって、債務者が最終的に破産・清算するか確定できない、破産・清算申立ての受理の時期がわからないという状況においては、債権者としては、先ずは物的担保を取得してもよいといえます。一方で、文言解釈すると、企業破産法第31条の中で「財産担保のない債務に対しての財産担保の提供」というのは、担保が設定されていない「既存の債務」が対象となります。よって、債権者と債務者との間で引き続き新たな取引が発生している状況において、新たな取引の前に、債務者に対して将来的に発生する新たな債務について物的担保の提供を求めることは可能といえます。少なくとも、将来的に発生する一部の債権については、「最初から物的担保がある」という状態にしておくことができます。債務者が最終的に破産・清算の手続に入ったとしても、将来的に発生する一部の債権については、担保があるから優先的に弁済を受けることができるというわけです。

物的担保のほかに、第三者をして、債務者の債務について保証してもらうこともできます。一方で、第三者が保証を提供するというのは、企業破産法第31条の取消しの範囲には入りません。もう一方で、債務者が破産して、保証人が破産していない場合、債権者は保証人に弁済を求めることができます。そして、もし保証人（企業）も破産清算手続に入ってしまった場合は、企業破産法司法解釈（三）の第5条の規定により処理されます。すなわち、債務者、保証人のいずれもが破産手続に入ることが裁定された場合、債権者は、債務者、保証人に対してそれぞれ債権を届け出ることができます。債権者が債務者、保証人に対し、全ての債権を届け出た場合、いずれかの破産手続において弁済を受けた場合であっても、他方の債権額について調整は行われません。但し、債権者が弁済を受けることができる合計金額は、その債権総額を超えてはならないものとされています。よって、たとえ債務者、保証人のいずれもが破産手続に入ったとしても、債

権者は双方の破産手続の中で、その債権の全額が当該一方の破産債権に占める割合に応じて弁済を受けることができます。よって、理論上は、債権者への最終的な弁済額は債務者の破産手続の中だけで得られる弁済額よりも大きくなるというわけです。

#### 4.債権者による債務者の破産・清算の申立て

債務者がすでに数多くの債権者から訴訟を提起されていて、すでにたくさんの強制執行案件がある場合、このときに債権者がさらに個別の弁済の訴訟又は仲裁を提起したとしても、それ以上有効な弁済を受けることは難しいと言わざるを得ません。その場合に、債権者としては、相対的に公平な弁済の機会を得るために、自ら債務者の破産・清算を申し立てることを検討することができます。

企業破産法は、債務者自身に限らず、債権者にも債務者の破産を申し立てる権利を付与しています。債務者が破産の申立てを行う際には破産原因の存在を証明する必要があるのと異なり、第三者である債権者は、債務者内部の財務状況を立証することはできません。そのため、債権者は、債務者が期限到来済みの債務を弁済できないことを立証・証明するだけで足りる。企業破産法司法解釈（一）の第2条の規定によれば、以下に掲げる事由が同時に存在する場合、人民法院は債務者が期限到来済みの債務を弁済できないと認定しなければならないものとされています。

- (1) 債権債務関係が法により成立している
- (2) 債務の履行期限が既に到来している
- (3) 債務者が債務を完全に弁済していない

一般的には、債権者と債務者が締結した契約、債権確認書、支払証憑、取引明細書や弁済合意等の証拠を通じて債務者が明確に認めるか、あるいは債務者が当該債権者の期限到来済み債権を弁済できないことを確定できれ

ばそれだけでよく、普通は、発効済みの法律文書により確認される必要はありません。破産原因が存在するという推定に対し、債務者が証拠を挙げてこれを覆すことができなければ、人民法院は、債権者による債務者に対する破産申立てを受理しなければなりません。人民法院が破産申立てを受理した後、他のまだ結審していない個別弁済の訴訟や執行が未完了の執行手続は中止しなければならず、全債権者が一斉に公平な弁済を受けることとなります。

#### 四、最後に

中国での取引先である債務者の経営上の悪化傾向に気づいた場合、たとえ債務者がなにがしかの弁済を行ったとしても、将来、債務者が破産手続に入ると、当該弁済が取り消されるリスクが存在します。

債権者としては、取引の相手方に破産のリスクがあるとき、「兵は神速を貴ぶ」というように初動の速さや長期的な視野の有無で運命が決まります。まずは迅速に交渉して帳簿を照合し、迅速に担保の提供や保証人を確保し、迅速に訴訟手続を開始する必要があります。そうすることにより、訴訟手続を通じて早期に有効な弁済を得ることが期待できます。更に、もし他の債権者に先を越されてしまった場合は、債務者が個別の債権者に弁済してしまい債務者の財産全体が減少することを回避するために、債務者の破産・清算の申立ても一考に値します。今後の中国の経済状況が不透明な中で、上手く制度を活用しながら、自社の債権の確保を期すことが、日系企業に求められているといえます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第8回

～30年ぶりの化粧品監督管理条例改正と化粧品登録管理弁法、  
化粧品生産経営管理弁法、化粧品GMP（3）～



弁護士法人大江橋法律事務所  
高槻史

PROFILE

## 1. 化粧品の標識（ラベル）表示

中国国内で生産販売される<sup>1</sup>化粧品の標識<sup>2</sup>表示（ラベルを含む）については、2021年5月1日に化粧品標識管理弁法（以下「標識管理弁法」）が公布されており、2022年5月1日から施行される<sup>34</sup>。

標識管理弁法では、化粧品には中国語の標識が表示されていなければならないが、製品の中国語名称、化粧品登記人・届出人（以下「MAH」という）の名称、住所、MAHが国外企業である場合には国内責任者の名称、住所、生産会社の名称、住所、全成分、内容量、使用期限、使用方法、必要とされる警告表示などの記載ルールが定められており、また、医療用語、医学者の氏名、医療作用及び効果を示す用語、承認を得た医薬品名の明示又は暗示により医療作用を持つことを示すこと、虚偽・誇大・絶対化用語により誤認を生じさせること、商標の利用等によって医療作用の暗示や虚偽の表示を行うこと、虚偽・偽造・検証できない科学研究成果、統計資料、調査結果等により消費者を誤認させることなどが禁止されている。

そして、化粧品の標識が標識管理弁法の定めに合致しない場合、当該瑕疵が製品の品質・安全に影響しない場合には、監督行政部門は、是正命令及び2000元の罰金に処すことができ（化粧品監督管理条例第61条第2項、標識管理弁法第20条）、それ以外の場合には、監督行政部門は、違法所得の没収、違法生産経営を行った化粧品の没収、および、専用の原料、包装材料等の物品の没収、違法生産経営を行った化粧品の貨物の価格が1万元未満の場合には1万元から3万元の罰金、1万元以上の場合には貨物の金額の3倍以上10倍以下の罰金を科すことができ、情状が重い場合には、事業停止、化粧品許可文書の取消、法定代表者又は主要な責任者、直接責任を負う主管者及びその他直接責任を負う人員が当該組織から得た前年度収入の1倍から2倍の罰金、

5年間の化粧品生産経営活動への従事禁止を命じることができるとされる（化粧品監督管理条例第61条第1項、標識管理弁法第20条）。

## 2. 化粧品の効能効果表示とMAHの責任

化粧品監督管理条例第6条では、MAHは、化粧品の品質安全及び効能効果の表示に責任を負わなければならないとされ、化粧品登録管理弁法においても、届出されている普通化粧品について、十分な科学的根拠なく随時に効能効果表示を変更してはならないとされる（第36条）。また、登記された特殊化粧品については、効能効果表示について実質的変更を行う場合は登記変更申請を行わなければならないとされている（同第41条）。

また、NMPAは、2021年4月8日に「化粧品効能効果表示評価規範」（2021年第50号、以下「評価規範」という）を公布し、2021年5月1日から施行されているが、効能効果表示の内容に応じて、人体効能効果評価試験、消費者使用テスト、実験室試験、文献資料又は研究データに基づき評価を実施することを求め、かつ、NMPA指定のシステムにおいて、その評価結果概要を登録することを求めている。

当該規範では、しみ取り美白、日焼け防止、脱毛予防等の他の国において医薬品又は医薬部外品として扱われている一定の製品の効能効果表示については、評価規範及び関連する強制基準に従った人体効能効果評価試験の実施を求め、視覚・嗅覚等によって直接識別できる表示（清潔にする、芳香、髪染、脱毛等又は物理的な遮蔽、付着、塗布等の方法により効果が発生する等）については、人体効能効果評価試験の実施は免除し、他の方法による評価結果に基づいて表示できるものとしている。詳細は、以下の通りである。

1 無料の試供品、贈物、交換等の形式で消費者に提供される化粧品についても適用される。

2 本弁法における化粧品の標識とは、製品の販売包装上上の製品の基本情報、属性、特製及び安全警告等を識別・説明する文字、符号、数字、図案等の標識及び標識情報を付した包装容器、包装箱、説明書を指す。

3 化粧品の表示については登記・届出時の提出資料であり、従前から一定管理はされていたが、禁止される表現等についても整理され、規則化された。

4 なお、児童用化粧品（ファミリー向けなどの用語・図・包装形状等により児童も使用者の対象となることを表示している化粧品を含む）については、別途児童化粧品監督管理規定も適用され、当局指定のマークの表示なども義務付けられており、留意が必要である。

《化粧品効能表示評価項目要求》

番号	効能効果の表示	人体効能効果評価 試験	消費者使用 テスト	実験室 試験	文献資料又は 研究データ
1	しみ取り美白 <sup>①</sup>	■			
2	日焼け防止	■			
3	脱毛予防	■			
4	ニキビ（治療）	■			
5	栄養を与える <sup>②</sup>	■			
6	修復（リペア） <sup>②</sup>	■			
7	皺防止	○	○	○	△
8	引き締め	○	○	○	△
9	滑らかにする	○	○	○	△
10	皮脂コントロール	○	○	○	△
11	角質除去	○	○	○	△
12	切毛予防	○	○	○	△
13	ふけの除去	○	○	○	△
14	保湿	○	○	○	○
15	髪に潤いを与える	○	○	○	○
16	特定表示（敏感肌、弱酸性に適用される表示）	○	○		
17	特定表示（原料の効能効果）	○	○	○	○
18	温和表示（無刺激）	○	○	○	△
19	量化指標の表示（時間、統計データ等）	○	○	○	△
20	新たな効能効果の表示	具体的な効能効果・表示に基づき適切な評価根拠を選択すること			

説明：1. ■を記載した項目は必須項目とする

2. ○を記載した項目は、選択できるものとするが、1項目は選択しなければならない。

3. △を記載した項目は、組み合わせでよい項目であるが、人体効能効果評価試験、消費者使用テスト又は実験室試験と一緒に使用しなければならない。

注意：① 物理的遮蔽作用によりしみ取り美白効果を発揮し、かつ、標識において物理作用を明示しているものについては、製品効果効能表示資料の提出は免除することができる。

② 効能効果の表示作用部位が髪の毛のみの場合、体外の髪の毛についての評価を選択することができる。

なお、施行日と化粧品登記・届出との関係については、一定の経過措置が取られているものの、登記・届出済の製品についても適用を受け、経過措置期間中に、規範に従って手続を実施しなければならないことに留意されたい。

2022年1月1日以降、特殊化粧品の登記又は普通化粧品の届出を行う化粧品MAHは、表示規範に従って、化粧品の効能効果表示について評価を行い、指定のサイト上において製品の効能効果表示が依拠する評価結果概要について公開しなければならない。

2021年5月1日前に登記・登録されている化粧品については、2023年5月1日までに同様の手続を実施しなけ

ればならず、2021年5月1日から2021年12月31日までの期間に登記・登録されている化粧品については、2022年5月1日までに同様の手続を実施しなければならないとされる。

そして、評価結果により当該製品の名称及び製品標識が示す効能効果表示の内容を支持できない場合には、経過期間満了前に変更申請を行い、製品の実際の属性に基づき製品分類の調整を行い、同時に製品名称又は標識の関連する内容について修正を行い、法律に合致させなければならないとされている（表示規範公告及び2022年3月10日付NMPAの化粧品監督管理常見問題解答（三））。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによ

- 1 「最高人民法院の『中華人民共和國民法典』総則編の適用の若干問題に関する解釈」
- 2 「最高人民法院のネット消費紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」
- 3 「市场主体登記管理条例实施细则」

## 1 「最高人民法院の『中華人民共和國民法典』総則編の適用の若干問題に関する解釈」

最高人民法院は、2022年2月25日に「最高人民法院の『中華人民共和國民法典』総則編の適用の若干問題に関する解釈」（以下「本司法解釈」という。）を公布した。本司法解釈の狙いは、各審級の人民法院が適切に民事案件を審理するよう指導し、裁判の基準を統一し、民法典と旧法との整合性の問題や民法典の施行後に現れた具体的な法律適用問題などを解決することにある。本司法解釈は、計39条からなり、「一般規定」、「民事権利能力及び民事行為能力」、「監護」、「失踪の宣告及び死亡の宣告」、「民事法律行為」、「代理」、「民事責任」、「訴訟時効」、「付則」の9つの部分に分かれており、同年3月1日より施行された。主なポイントとしては、①民法典と他の民事法令との適用関係を明確にすること、②民事上の権利の濫用の認定要素及び濫用と認定された場合の法的効果を明確にすること、③監護制度に関する解釈を完備すること、④民事上の法律行為に関する解釈を完備すること、⑤代理制度を完備すること、⑥民事責任に関する解釈を完備すること、⑦訴訟時効制度を完備することが挙げられる。なお、最高人民法院は同日に、第1回目の「人民法院により民法典を徹底的に実施する典型的判例」として、未成年者の保護、居住権の保護、環境汚染等、多くの公衆が関心を寄せる話題に関わる計13件の判例を公表した。

URL：<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-347221.html>

（最高人民法院2022年2月25日公布、2022年3月1日施行）

## 2 「最高人民法院のネット消費紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」

最高人民法院は、2022年3月2日に、「ネット消費紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」（以下「本規定」という）を公表し、本規定は、同月15日から施行される。本規定は、主にネット消費(Eコマース)契約における当事者の権利・義務、責任者の認定、ライブコマースにかかる民事責任、デリバリーサービスにかかる民事責任等についていくつか定めており、計20条からなっている。主な内容としては、①Eコマース経営者から提供された定型約款が無効であると認定すべきケースを明確にしたこと、②七日間無条件返品制度の整備、③Eコマースのプラットフォーム経営者が自社直営の商品販売やサービス提供業務を携わる場合に、自社

直営の商品やサービスについて販売者・提供者としての責任を負担すること、④プラットフォームにおけるEコマース経営者がオンラインショップや経営のアカウントを譲渡し、それを公開していない場合に、消費者が実際の経営者による損害の賠償について、登録名義上の経営者にも主張できること、⑤賞品、景品、買い換え商品等による損害についてEコマース経営者が賠償責任を負担すること、⑥Eコマース経営者が自ら行った法的賠償基準を上回る承諾については遵守すること、⑦架空注文、クリックファーム等の契約が無効であることを明確にすること、⑧プラットフォームの経営者がライブコマースにおけるその従業員による虚偽な宣伝により発生した消費者の損害について賠償責任を負担すること、⑨ライブ配信ルーム（中国語：直播间）の運営者が実際の販売者を表示し、且つ消費者が識別できる程度の表示義務を負うこと等が挙げられる。

URL：<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-348031.html>

（最高人民法院2022年3月2日公布、2022年3月15日施行）

## 3 「市场主体登記管理条例实施细则」

昨年7月に公布され、2022年3月1日から施行される「市场主体登記管理条例」の具体的な実施のため、同じ2022年3月1日、国家市場監督管理総局は、「市场主体登記管理条例实施细则」（以下「本实施细则」という）を公布、施行し、同時に、従前の管理規範となっていた「企業法人登記管理条例施行細則」、「個人独資企業登記管理弁法」、「個人経営主登記管理弁法」等の5つの部門規則を廃止した。本实施细则は、「登記事項」、「登記規範」、「設立登記」、「変更登記」、「事業主の休業」、「抹消登記」、「取り消し登記」、「档案管理」等の12章計82条からなり、「市场主体登記管理条例」に基づき、特に主管部門の職責及び登記の管轄権限、登記事項及びその具体的な要求、登記手続及び所要資料、取り消し登記及び档案管理、監督管理及び法律責任の部分について詳細な規定を定め、明確にした。また、「市场主体登記管理条例」において新たに設けられた事業主の休業制度については、本实施细则では同条例の内容を踏まえて、更に、休業している事業主に対して、年次報告の実施義務と休業停止前の国家企業信用情報公開システムにおける公開義務を課し、違反した場合における罰則も定めている。

URL：[https://gkmlsamr.gov.cn/nsj/fgs/202203/t20220301\\_340074.html](https://gkmlsamr.gov.cn/nsj/fgs/202203/t20220301_340074.html)

（国家市場監督管理総局2022年3月1日公布・施行）

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 中国の新型コロナ最新事情

—ゼロコロナ政策の方向転換なるか—

弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 松本亮

PROFILE

中国人は、中国国内における新型コロナの感染状況に対し、2020年の武漢に匹敵するくらいの危機感を持っていると思われる。中国では2022年2月の北京オリンピックが終了してから、急激に新型コロナの感染者数が増加した。それまで中国全土での1日あたりの感染者数は数十名から200名程度であったが、そのほとんどの症例は、海外から中国に入国した人が強制的な隔離期間中に発見されたものであった。しかし3月に入ってから、1日あたり数千人から最大3万人超の感染者が発生しており、そのほとんどの症例はいわゆる市中感染である。この原因は感染力の強いオミクロン株の流行によるものと考えられているが、無症状患者が多いことも感染の拡大に寄与している。

中国政府はこれまでゼロコロナ政策を実施しており、新型コロナの感染者が発生した地域においては、厳格な追跡調査と徹底した隔離措置を実施してきた。そのため中国では武漢での新型コロナの発生以降、何度か地域的な感染はあったが、中国全土における大規模な感染拡大はなく、ゼロコロナ政策による抑止効果が一定程度功を奏したと考えられる。しかし3月13日には中国全土で約6000人の新たな感染者が発見され、そのうち上海では169名（無症状感染者128名）発見されたと発表されている。上海はロックダウンを行っていないが、感染者が発見された小区（マンション

等の居住区）では2週間の強制隔離、濃厚接触者の発見された小区では48時間の強制隔離が実施されている。また強制隔離期間中には複数回のPCR検査を義務付けられている。これまでに強制隔離された小区はかなりの数に上っており、その影響は企業の生産活動や、住民たちの生活に影響を及ぼし始めている。一部の区ではレストランや公共の施設は強制的に閉鎖を余儀なくされている。

また、上海では3月17日から6週間にわたって、海外との直行便を廃止し、中国の他の都市への渡航と2～3週間の強制隔離を経てから上海に移動してよいという方針に変換するそうである。新年度から赴任もしくは帰任しようとしていた日本人駐在員にも大きな影響が出る可能性がある。

おそらくここから1か月くらいがゼロコロナ政策にとっては最大の正念場を迎えることになると思われる。感染力は強いが無症状も多いオミクロン株による感染を完全に抑えこむことができるのか。仮に感染力が隔離措置を上回る場合には、中国も、他の多くの国と同様に、ウィズコロナに方針を切り替える可能性もあるのではないかと考えている。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : [info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを抱えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。